

---

# 武力による現状の変更

## ロシアによるウクライナ侵攻における対立の構図

石田 淳  
Ishida Atsushi

### [要旨]

戦争は現状をめぐる対立である以上、その対立の構図を明らかにしないことには和平を模索できるものではない。合意によらずに武力によって交戦国は何の現状の変更を試み、何の原状の回復を試みるのか。本稿の目的は、ロシアによるウクライナ侵攻を(1)分離紛争、そして(2)強制外交の破綻という観点からあらためて捉え直すことを通じて、その和平の条件を探ることにある。武力による現状の変更を認めては、国際社会から「規範化された予測可能性」が失われる。その意味において、当事国間の停戦合意は、国際社会による共存の枠組みの再建に向けた取り組みによって補完されなければ、持続的な平和を回復しえない。その取り組みの核には、自決権や自衛権に関する個別国家による拡大解釈の自制が必要であることをあらためて強調したい。

### はじめに

戦争は、その帰結次第では、関係国の政策、政権（政府）、統治構造（憲法）、領域の範囲、国民の範囲の現状を左右しうる。この意味において、戦争はこれらの現状をめぐる対立である。では、2022年2月24日のロシアによるウクライナ侵攻を生み出した対立の構図とは何だったのか。言い換えれば、関係主体、関係主体間の争点をめぐる各主体の立場、そして関係主体にとっての行動の選択肢とは何だったのか。

対立の構図は少なくとも大きく二分できる。すなわち、この戦争を分離紛争と捉えるものと、強制外交の破綻として捉えるものである。

ロシアによるウクライナ侵攻と一口に言っても、ロシアが合意によらずに武力によって一方的に何の現状の変更を試みたのか（あるいは何の原状の回復を試みたのか）を捉えないことには、和平も模索しようがない。そのように考えて以下のとおりの構成で試論を展開したい。

まず第1節において、分離紛争の見方を示す。つづいて第2節において強制外交による紛争解決の失敗の見方を示す。そのうえで第3節において、共存のためのフォーカル・ポイントという概念を導入して和平の条件を探る。最後に「おわりに」として、規範化された予測可能性を維持することの意義に触れて小論を結ぶ。

なお、脱稿時点（2022年8月6日）においてこの戦争が「ウクライナ戦争」と呼ばれるのは、戦域が依然としてウクライナに限定されているからだ。今後、交戦国の範囲や使用される兵

器の範囲の拡大など、武力紛争がどのようにエスカレートするのか見通せるものではない<sup>(1)</sup>。

## 1 分離紛争

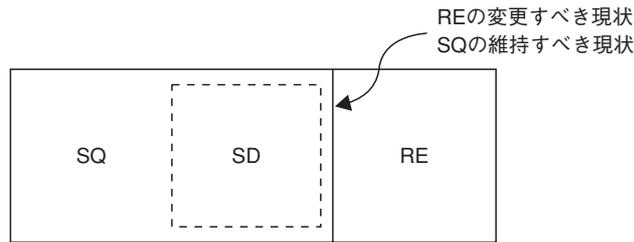
ウクライナに2010年に成立したヤヌコーヴィチ政権は、ロシアとの間でクリミアにおけるロシア黒海艦隊の駐留期限延長に合意したり、同政権以前のNATO加盟路線を方向転換して軍事同盟への不参加を国内法制化したりするなど親口的な政策をとった。このヤヌコーヴィチ政権が2014年2月のユーロ・マイダン革命で瓦解すると、ロシアは、同年3月16日にクリミア自治共和国ならびにセヴァストポリ市において住民投票を実施した。そこで問われたのは、ロシアへの編入か、ウクライナ国内での自治拡大かの選択である。さらにロシアは、圧倒的多数の住民がロシアへの編入を選択したとして、17日には「クリミア共和国」（クリミア自治共和国ならびにセヴァストポリ市）の国家承認を行ったうえで、18日には編入に合意した。見方をかえれば併合したのである。このロシアの動きに対して国連総会は、3月27日に決議「ウクライナの領土保全」（国際文書A/RES/68/262）を採択して、ウクライナの領土保全へのコミットメントを確認するとともに、国連加盟国に対してクリミアならびにセヴァストポリ市の法的地位に関する現状変更の不承認を要請した（賛成100、反対11、棄権58、投票不参加24）。この事件がクリミア「危機」として知られるのは、国家間の大規模な武力紛争たる「戦争」にエスカレートしなかったからである。

2022年にも同様の事態の展開がみられた。同年2月24日のプーチン大統領の演説によれば、ロシアは、ウクライナ東部のドンバスにおける残虐行為とジェノサイドは看過できないとして、2月21日にドンバスの2つの人民共和国（ドネツク人民共和国とルハンスク人民共和国）を承認したうえで、2月22日にロシア連邦議会によって批准された両国との友好相互援助条約を根拠の一つとして、2月24日に「特別軍事作戦」を実行するに至った<sup>(2)</sup>。ロシアは、ドンバスの住民を自決主体とみなして国家承認したうえで、両国と条約を締結し、集団的自衛権を法的根拠に挙げて武力行使に踏み切ったことになる。このロシアの動きに対して国連総会は、その緊急特別総会において3月1日には決議「ウクライナに対する侵略」（国連文書A/ES-11/L.1）を採択した。同決議は、2月21日のドネツク州とルハンスク州の一部の法的地位に関するロシアの決定につき、それはウクライナの領土保全と主権を侵害するものであり（主文5項）、そのようなロシアの行動は、国連憲章2条4項（武力不行使原則）に違反する侵略である（主文2項）と断定したのである（賛成141、反対5、棄権35、投票不参加12）<sup>(3)</sup>。

2014年と2022年の事態について、ロシアは分離地域を「自決」主体とみてその「独立」（クリミアについてはさらに編入にまで至る）を主張したのに対して、国連加盟国の多数はそれをウクライナの「領土保全」の侵害とみて非難した。

この自決原則と領土保全原則との衝突は、現状の維持か変更かをめぐる競合であり、図式化すれば、以下の三者間のアイデンティティーをめぐる妥協困難な対立に起因すると捉えられる（第1図）<sup>(4)</sup>。三者とは、(1) 国家の「領土保全」を図る現状維持志向の国家（「現状維持国家SQ」）、(2) 現状維持国家における少数者集団で、潜在的に「自決」（領域自治あるいは分離独立）志向の集団（「自決集団SD」）、そして(3) 現状維持国家の領土のうち民族同胞たるSDの

第1図 自決原則と領土保全原則の衝突



居住する特定地域の自決を支援する現状変更志向の国家（「現状変更国家RE」）である<sup>5)</sup>。クリミアについては、SQの領土保全と、SDの（SQからの）分離行動（secessionism）ならびにREによる（SDの）併合行動（irredentism）との緊張関係が観察された。

ソビエト連邦やユーゴスラビア連邦における連邦解体の政治過程は、一部において武力紛争化したが、それは上記の三者間関係抜きには理解できない。連邦の解体を機に、ソ連の場合であれば、ロシア以外の連邦構成共和国に居住していたロシア人（必ずしもロシア国籍をもたない「在外ロシア人」）は「連邦の多数派」から「新生国家の少数派」への地位の凋落を経験した。とは言え、それが生み出した政治的帰結は一様ではなく多様であった。

というのも、第1図のSQを多数者とする国家において、SDに属する個人には複数の選択肢があったからである。それは、SQに対する「同化」、SQからの「内的・外的自決」、そして「移民」であった。ハーシュマンの古典的名著から印象的な概念枠組みを借りるならば、組織を構成する個人にとっての忠誠（loyalty）、発言（voice）、離脱（exit）の3つの選択肢となろう（Hirschman 1970）。ソ連の解体過程の文脈においては、移動を選択すれば、従前の居住地域では紛争は起こらない。上記の「在外ロシア人」のうち、移動を選択せずに新生国家にとどまる選択をしたのは、水平的流動性の高いエリートとは異なり特定地域に根を張った集団とされる。ブルーベイカーは、1995年の研究（Brubaker 1995a, 210）において、土地への愛着が深い集団としてウクライナの南部と東部の「ロシア人／親口派」を特記していた。2022年（8月現在）の戦域がまさにその地域であるだけに、これが碩学の不吉な洞察でなくて何であろう。

この連邦解体の政治過程は、1990年代に一挙に完了することなく、21世紀まで後を引いた。ロシアを上記モデルにおけるREと位置付けられる事態は、今世紀においても2008年のジョージア（SQ）における南オセチア（SD）ならびにアブハジア（SD）の紛争、2014年のウクライナ（SQ）におけるクリミア（SD）危機（そして2014年以降のドンバス〔SD〕における紛争）、2022年のロシアによるウクライナ侵攻という形をとって繰り返された。

このウクライナ侵攻の文脈において、SQをウクライナ、SDをドンバスの分離派地域、そしてREをロシアとみると、REにはどのような選択肢があったのだろうか<sup>6)</sup>。例えば、SQにSDの領域的自治（「特別の地位」）を認めさせる憲法改正の強要、SDへの軍事的支援によるその自決の実現（必ずしも国際社会による承認を受けない「未承認国家〔unrecognized states〕」の後見）、そしてSDの自治・自決を認めないSQの政府を武力によって転覆する最終手段としての武力行使などが選択肢として挙げられよう。

実際に、2015年2月12日、欧州安全保障協力機構（OSCE）、ウクライナ、ドネツクならびにルハンスク人民共和国の代表が「ミンスクⅡ」合意に署名したが、その11条は、ドンバスに特別の地位を認める分権化を実現するための憲法改正を規定していた。なお、この停戦合意については、2月17日に国連安全保障理事会は決議（国連文書S/RES/2202）を採択してこれを承認している。

この見地に立てば、2022年のロシアによるウクライナ侵攻はもとより、それに先立つドネツク人民共和国とルハンスク人民共和国の国家承認はウクライナの領土保全を侵害するものにほかならず、分離紛争のエスカレーションと捉えることができるだろう。紛争の起源は、隣国の分離地域の住民を「自決」の主体とみて、自国の一連の現状変更行動を正当化するロシアの姿勢にある。その背後には「コソヴォの先例」についてのロシアの解釈があった。すなわち、2008年に、ロシアはセルビアの領土保全を根拠にコソヴォの独立を承認しなかったのに対して、北大西洋条約機構（NATO）加盟諸国は自決原則に基づいてコソヴォのセルビアからの独立を承認したのである。

「在外ロシア人」を「保護する責任」論は、領域国家が「在外ロシア人」を「保護する責任」を果たす意思と能力をもたないことの認定と、それを保護するための必要な措置についての決定を、ロシアが安保理の決議によらずに一国の独自の判断で行うというものであろう<sup>(7)</sup>。これが既存の国際秩序を脅かしたことは論をまたない。

## 2 強制外交の破綻

### (1) 外交の破綻と戦争

2021年12月17日、ロシア外務省は異例の手段に打ってでた。ロシア側の諸要求をあらかじめ条文化して、アメリカならびにNATO諸国との条約草案として公表したのである。その要求とは、NATOの不拡大の法的保証（つまり2008年のNATOブカレスト・サミット決議すなわちウクライナおよびジョージアの将来における加盟の撤回）、そしてNATO新規加盟国（つまり旧ワルシャワ条約加盟諸国あるいは旧ソ連諸国すなわちロシア隣接諸国）の領域におけるミサイル・システム（strike weapons system）の配備自製の法的保証であった。このうち、後者は同領域における核兵器の配備と通常戦力の常駐を自制するとしたNATOとロシアとの間の基本議定書（1997年）を意識したものであろう<sup>(8)</sup>。ロシア側の狙いは、ロシアにとってはその安全を脅かすNATO側の行動の自制、すなわち「安全の保証（security guarantee）」の要求だったと思われる。

なお、この「安全の保証」という概念には、1990年にマンフレード・ヴェルナーNATO事務総長も言及している。ヴェルナーは、NATOがドイツ連邦共和国の東に部隊を配備しないことが、ソ連（当時）に「安全の保証」を与える、と発言していたのである<sup>(9)</sup>。しかしながら、このような発言がたとえNATO側から繰り返されたところで、それはNATO不拡大の「法的保証」に当たらないとするのがNATO側の立場であった。それゆえに、ロシア側に「法的保証」への執着が生まれたと推測される<sup>(10)</sup>。

2021年12月のロシアは、ウクライナを包囲する形で大規模な戦力を配置しつつ上記の法的

保証の要求を公表したので、武力による威嚇を背景に関係国に要求の受諾を迫る「強要」を行ったと言えるだろう。しかしこれに対してアメリカ、NATO側は譲歩を拒み、ロシアの意のままになることはなかった。

その一方で、ロシア軍の動きによって緊張が高まる中、米ロ間では、2021年12月7日にオンライン首脳会談が行われていた。会談の翌日、バイデン大統領は記者からの質問に答えて、ロシアがウクライナ侵攻に踏み切れば、対ロ経済制裁、ウクライナへの防衛兵器支援、そしてNATO同盟国への米軍のプレゼンス拡大などの強力な措置をとると予告したとする一方で、アメリカはNATOの同盟国には共同防衛を行う法的義務（北大西洋条約の5条コミットメント）を負うものの、その義務はウクライナには及ばないと明言して、アメリカの行動の選択肢から「軍事オプション」を除外した<sup>(11)</sup>。この意味では、ロシアによるウクライナ侵攻を自制させるために威嚇したのは経済制裁等にとどまり、軍事的な反撃まで含むことはなかったので、抑止に失敗したとも言える。

このような見地に立てば、ウクライナ侵攻は、ロシアによる強要やアメリカによる抑止の強制外交が破綻したために生じたと捉えることができるだろう。さらに2022年2月24日の開戦については、その背景に、ウクライナ側の抗戦の意思と能力についてロシア側の誤算（過少評価）があったことは間違いない。ただ、その一方で、アメリカ側もロシア侵攻に備えてゼレンスキー・ウクライナ大統領のキーフ（キエフ）からの脱出作戦を用意していたことは広く報道されていた<sup>(12)</sup>。このアメリカ側の危機対応計画が、ロシアの根拠なき楽観を確信に変えたかもしれない。とは言え、政策決定者による意思決定については現時点においては断片的な（そして多分に選択的な）公表情報しか利用できない以上、誤算の起源を特定することは不可能である。本稿は、誤算が戦争につながる状況を作り出した根深い不信の構造をこそ直視したい。

## (2) 根深い不信

2008年4月3日のNATOのブカレスト・サミットは、ウクライナとジョージアの将来における加盟を決定した。両国の加盟を求めるアメリカのブッシュ（ジョージ・W・ブッシュ）政権の提案に対して、ドイツとフランスはそれがロシアに対する慎慮にかけた挑発になるのみならず、ウクライナとジョージアのいずれもその国内情勢は不安定であるとして反対した。分離紛争をかかえるウクライナとジョージアの加盟への動きを加速させて両国の「見捨てられる不安」を拭い去る過程は、NATOからすればロシアとの紛争に「巻き込まれる不安」を掻き立てる。すなわち、同盟を通じて一方の「見捨てられる不安」と他方の「巻き込まれる不安」とを同時に解消できない「同盟のディレンマ」が深まりかねない。

しかしこれは問題の一端に過ぎない。ブカレスト・サミットの論点はウクライナとジョージアの将来における加盟だけではなく、それ以外に、アフガニスタン戦争後のアフガニスタンに展開する国際治安支援部隊（ISAF）への兵力提供（すなわちアメリカのグローバルな対テロ戦争への協力）と、ミサイル防衛システムの配備があった。

冷戦期の1972年に、米ソ両国はミサイル防衛システムを制限するABM条約を締結した。同条約は、相手国の第二撃の威嚇の効力を打ち消しうる「防衛兵器」の保有をあえて制限し

合うことを通じて、それぞれの第一撃の相互自制の約束（消極的な安全の保証）に説得力を与えた。つまり、それは、ミサイル防衛の制限によってもたらされる一方の「反撃の威嚇」の説得力が、その結果として、他方の「攻撃自制の（暗黙の）約束」に説得力を与える関係を相互に成り立たせたのである<sup>(13)</sup>。

しかし、冷戦の終結後にロシアの脅威は縮減し、ロシアのほかに「新しい脅威」（例えば「テロリスト」や「ならずもの国家」の脅威など）が出現すると、アメリカのブッシュ政権はそれまでロシアとの戦略的な関係を安定化させていた二国間の軍備管理条約たる ABM 条約からの離脱を決断する（2002年）。そして上記のブカレスト・サミット（2008年）ののち、紆余曲折を経て、イランからの脅威に対抗するとして、イージス・アショア・システムの配備についてアメリカはポーランドならびにルーマニアとの間で合意（前者は2010年、後者は2011年）を締結した。これに対してロシア側は、ミサイル防衛システムの配備以前から、それはロシアの「核戦力による（反撃の）威嚇を相殺する」として反発していた<sup>(14)</sup>。

まさに安全保障上の対抗関係にある国家間において双方の安全保障上の不安を同時に解消することのできない（他方の不安を掻き立てることなく一方の不安を拭えない）「安全保障のディレンマ」状況であった。そして、この状況において予想されるとおりの応酬が続いた。すなわち、米口は互いに、相手の不安は偽装で、その攻撃的な行動を正当化するための口実に過ぎないと非難し合ったのである。

アメリカが大国であるとは、単に、同国がその意思を実現するために膨大な資源を投入できるということだけではない。大国であるとは、北大西洋条約の条約地域（域内への武力攻撃に締約国が共同防衛をとることを誓約する地域）に限定されないグローバルな利害関心をそれらもつことを意味する。その大国アメリカが、冷戦終結後に上記条約地域外の新しい脅威に対応する過程で、冷戦期にソ連との戦略的な関係を安定させていた軍備管理の枠組みの失効を招いた。その結果として、冷戦終結後のヨーロッパにおいて NATO とロシアとの間に不信の増幅が生じたのではないだろうか。

### 3 共存のためのフォーカル・ポイント

前2節において概説した対立の構図を踏まえるならば、現状変更なき和平（特にロシア軍の撤退）を実現するには、交戦国間にいかなる停戦合意を締結するにせよ、国際社会全体における共存の枠組みの再建に向けた取り組みによってそれが補完されなければ意味はない。その取り組みの核を成すべきは、自決権や自衛権に関する「拡大解釈の自制」の合意である。ここでは、ウクライナにおける軍事作戦行動の停止、ウクライナからのロシア撤退のタイムテーブル、ウクライナにおける軍備の配備の制限、ウクライナに対する安全の保証、ウクライナ国内における一部領域における自治の保障、制裁の解除などの諸論点における具体的な合意自体についての検討ではなく、それを可能にする原則的な合意について検討を行いたい。

停戦合意について、例えば、ケンブリッジ大学のローターパクト国際法研究センターの「ウクライナ和平プロジェクト」は、開戦当初から精力的に和平の見通しを模索し、ウクライナとロシアとの間の平和的關係の回復についての枠組み合意案を提示するなどしてきた<sup>(15)</sup>。

その和平合意案も、具体的な合意が依拠すべき枠組みを明示するところである。

本稿は、武力による現状の変更を認めては、国際社会から「規範化された予測可能性」(規範的に適切な行動とは何かについての期待の共有)が失われるとの立場をとる。自決権や自衛権を根拠とした適切な行動の範囲について、国家間に期待の共有を可能にする規範的な「フォーカル・ポイント」(Schelling 1957, 21, 22, 28, 30)なしには、国家間の共存の枠組みは維持できないものではないだろう。

まず、自決権に関する拡大解釈の自制については、ドンバスの住民の人権の保障は、ドンバスの分離(外的自決)のロシアによる一方的な承認によってではなく、あくまでも住民の同意に基づく統治権力の行使(内的自決)のウクライナ国内における実現を追求するべきであろう。このような形で自決原則と領土保全原則との両立を図らないことには、武力による領土の変更を認めることになるだろうし、ロシア軍のウクライナからの撤退も実現できないだろう。

次に、自衛権に関する拡大解釈の自制については、自衛権を根拠とした予防的(preventive)あるいは先制的(preemptive)な武力行使の可能性を削減するためには、NATOとロシアとの間で消極的な安全の保証の体制を組み立て直すべきだろう。ウクライナの安全の保証は、NATOによる積極的な保証(外部からの攻撃に対する共同防衛の実行のコミットメント)ではなく、ロシアによる消極的な保証(武力行使の自制のコミットメント)によって実現できるだろうか。第2節において、冷戦終結後にロシア以外の脅威にアメリカが対応する過程で、冷戦期にソ連との戦略的な関係を安定させていた軍備管理条約(典型的にはABM条約)が失効することによって、ロシアとアメリカとの間に不信が増幅したことに触れた。守勢に立たされているという認識がしばしば攻勢の動機となり、国家間に緊張を生むことを自覚するならば、ロシアによる消極的な安全の保証を確保するには、かつての米ロ二国間の軍備管理体制を多国間体制として再構築し、信頼の再醸成に取り組まなければなるまい。

## おわりに

国家間において厳しい利害の対立にもかかわらず、双方に耐えがたい犠牲をもたらす戦争を回避するには、現状をお互いが尊重するだろうとの予想が共有されなければならない。そのためには、国家の適切な行動の範囲について期待の共有を可能にする規範的なフォーカル・ポイントが必要で、それがレジームである。特定国による自決権や自衛権の拡大解釈は、一見、その国の行動の利益に資するようにもみえるが、それは国家間の期待の収斂を再生不能にするから、その帰結において当該国の利益も損なう愚行となる。

[付記] 本稿は、共同研究プロジェクト「国際社会における保護・禁止等の範囲をめぐる学際的研究」の成果の一部である。本研究は、日本学術振興会の令和4年度科学研究費補助金(基盤研究(A)21H04389)の助成を受けた。

(1) 1950年6月25日に勃発した戦争が「朝鮮戦争」として歴史に名を残しているのはその戦域が朝鮮半島に限定された(使用兵器も通常兵器に限定された)からである。ただし、アメリカのトルーマ

ン大統領は、1950年11月30日の記者会見において核兵器の先行使用（武力紛争において相手国に先んじて核兵器を使用すること）を示唆していた（<https://www.trumanlibrary.gov/library/public-papers/295/presidents-news-conference>, accessed August 6, 2022）。この発言を機に、核兵器の使用に関する同盟国との「共同決定」あるいは「事前協議」の必要性が政策的課題として認識され、米英の「トルーマン・チャーチル共同声明」（1952年1月9日）、日米の「岸・ハーター交換公文」（1960年1月19日）などへとつながった。

- (2) プーチンの演説については、ロシアの国連代表部が公表した英訳を参照した（<https://russiaun.ru/en/news/240222>）。
- (3) 同決議は、ロシアがその核戦力を厳戒態勢に置いたことにも言及し、それを非難した。この決議につき、核保有国のうちロシアと北朝鮮は反対し、中国、インド、パキスタンは棄権した。
- (4) ただし、SQがSDの内的自決（被治者の同意に基づく政府権限の行使）を顕著に侵害するような例外的な状況（コソヴォ、南スーダン、東ティモールなど）を除いて、国際社会はSDの外的自決（分離独立）を承認することに極めて消極的である。それゆえに、SDを支援するREは、SQによるSDの抑圧を強調する。ウクライナの東部2州におけるジェノサイドの存在をめぐるロシアの主張につき、2022年3月16日に国際司法裁判所は、ジェノサイドを根拠として武力を行使することをジェノサイド条約は認めるものではない、との判断を下した。See, <https://www.icj-cij.org/public/files/case-related/182/182-20220316-PRE-01-00-EN.pdf>, accessed August 6, 2022.
- (5) 三者関係モデルには半世紀余りの歴史があり、その原型は、ウィナー（Weiner 1971, 668）である。比較政治学者のウィナーは、エスニック集団の「国境をこえた居住分布」が、国境内部の政治発展のみならず、国境をはさんで対峙する国家関係をも規定するという野心的な動学的なモデル（Weiner 1971, 683）を構想した。社会学者ブルーベイカーがウィナーのモデルを彷彿させる三者関係モデルを構築し、その「関係性の分析枠組み（relational perspective）」が学際的な関心を集めたのはそれから二十年以上あとのことである（Brubaker 1995b）。なお、このモデルを分離紛争の文脈で考えるならば、SQを「親国家（parent state）」、SDを「分離政体（breakaway polity）」、そしてREを後者の「パトロン国家（patron state）」と読み替えられる。この点については、松里（2022）の鮮やかな分析に啓発された。
- (6) ロシアによるウクライナ侵攻の文脈において、ウクライナとロシアの行動は、ウクライナを支援するアメリカなどの域外大国の存在を意識して選択されたものである。そもそもウィナーの三者関係モデルについては、域外大国の存在が意識されていた（Weiner 1971, 666）。コソヴォ紛争についても、セルビアをSQ、コソヴォをSDとみるならば、REはアルバニアにはかなるまいが、セルビアやコソヴォの行動は、域外大国による「好都合な行動」への期待や「不都合な行動」への不安を反映したものであろう。この点については、久保慶一氏（早稲田大学）からご教示を頂いた。
- (7) 2008年2月17日のコソヴォ議会による独立宣言とアメリカによるその承認を受けて、プーチンは、「コソヴォの先例」について、国際システムの中で「一国が使用できる道具は他国も使用できるもので、それはアメリカ自身を痛撃するだろう（“it is a two-ended stick and the second end will come back and hit them in the face”）」と述べたことはよく知られる。David Bromwich, “Georgia and the Push for Cold War,” *The Huffington Post*, August 21, 2008. ロシア版の「（ロシア人を）保護する責任論」への批判の典型は、Timothy Garton Ash, “Putin’s Deadly Doctrine,” *The New York Times*, July 18, 2014. ロシアは、旧ソ連圏以外（典型的には「アラブの春」以降のシリア）においては、領域国家における「正統とは見えない統治（regime illegitimacy）」を根拠として安保理が武力行使を容認することには反対した。この意味では、現行国際法秩序における武力不行使原則に対するその態度は整合性を欠いた（Allison 2020）。
- (8) ロシアからの「消極的な安全の保証」の要求については、“Russian Foreign Ministry Statement on Dialogue with the United States and Other Western Countries Regarding Security Guarantees,” December 10,

2021, see, <https://russiaeu.ru/en/news/russian-foreign-ministry-statement-dialogue-united-states-and-other-western-countries>, accessed August 6, 2022. なお、NATO側は1997年から2014年のウクライナ危機までは新規加盟国への部隊の展開や装備の配備を自制していた。

- (9) Manfred Woerner, “The Atlantic Alliance and European Security in the 1990s,” Address to the Bremer Tabaks Colloquium in Brussels on 17 May 1990, see, [https://www.nato.int/docu/speech/1990/s900517a\\_e.htm](https://www.nato.int/docu/speech/1990/s900517a_e.htm), Accessed August 6, 2022. なお、NATO・ロシア基本議定書（1997年）も新規加盟国の領土への通常戦力の常駐を自制することを約束して間近に迫ったNATO拡大（第一波は1999年）へのロシアの不安を和らげたが、この約束も「安全保障環境」に予期せざる変化が生じない限りのことであった（Hill 2018, 136–137）。
- (10) 2011年にアメリカとルーマニアがミサイル防衛システムのルーマニアへの配備の合意を公表した際にも、ロシアは、それがロシアのミサイルを標的としないとの「法的な保証」を要求していた。“U.S. and Romania Move on Missile Plan,” *The New York Times*, May 3, 2011. なお、NATOの東方拡大をめぐる約束に関する研究は次々と公表されている。既存の研究成果については、Goldgeier et al. (2020), Trachtenberg (2021) 参照。
- (11) See, <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/speeches-remarks/2021/12/08/remarks-by-president-biden-before-marine-one-departure-10>, accessed August 6, 2022.
- (12) “U.S. stands ready to evacuate Zelensky, Russia’s ‘target No.1’,” *The Washington Post*, February 25, 2022.
- (13) 1968年のソ連側における防衛兵器としてのミサイル防衛システム配備と、それに対するアメリカ側の対応としての軍備増強の加速については、Kristensen et al. (2004)、相手国からの奇襲への不安が米ソ双方を苛むことについては、Schelling (1960) 参照。
- (14) Vladimir Putin, “Speech and the Following Discussion at the Munich Conference on Security Policy,” see, <http://en.kremlin.ru/events/president/transcripts/24034>, accessed August 6, 2022.
- (15) “Possible Draft of a Framework Agreement on the Restoration of Peaceful Relations between Ukraine and the Russian Federation, updated, March 31, 2022,” see, <https://www.lcil.cam.ac.uk/researchcollaborative-projects-housed-lcilukraine-peace-settlement-project/draft-settlement>, accessed August 6, 2022.

#### ■参考文献

- 酒井啓亘（2022）「ウクライナ戦争における武力行使の規制と国際法の役割」『世界』第957号（臨時増刊「ウクライナ戦争——世界秩序の危機」）、岩波書店、73–85ページ。
- 松里公孝（2022）「旧ソ連圏の分離紛争——その歴史とウクライナ侵攻への射程」『外交』第72号、外務省、68–75ページ。
- Allison, Roy (2020) “Russian Revisionism, Legal Discourse and the ‘Rule-Based’ International Order,” *Europe-Asia Studies*, 72 (6): 976–995.
- Brubaker, Rogers (1995a) “Aftermaths of Empire and the Unmixing of Peoples: Historical and Comparative Perspectives,” *Ethnic and Racial Studies*, 18 (2): 189–218.
- (1995b) “National Minorities, Nationalizing States, and External National Homelands in the New Europe,” *Daedalus*, 124 (2): 107–132.
- Goldgeier, James, and Joshua R. Itzkowitz Shiffrin (2020) “Evaluating NATO Enlargement Debates, Policy Implications, and Roads Not Taken,” *International Politics*, 57: 291–321.
- Hill, William H. (2018) *No Place for Russia: European Security Institutions Since 1989*, New York: Columbia University Press.
- Hirschman, Albert O. (1970) *Exit, Voice, and Loyalty: Responses to Decline in Firms, Organization, and States*, Cambridge, MA: Harvard University Press（矢野修一訳『離脱・発言・忠誠——企業・組織・国家における衰退への反応』ミネルヴァ書房、2005年）。

- Kristensen, Hans M., Matthew G. McKinzie and Robert S. Norris (2004) “The Protection Paradox,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, 60 (2): 68–77
- Mearsheimer, John J. (2014) “Why the Ukraine Crisis Is the West’s Fault?” *Foreign Affairs*, 93 (5): 77–89.
- Schelling, Thomas C. (1957) “Bargaining, Communication, and Limited War,” *Journal of Conflict Resolution*, 1 (1): 19–36.
- (1960) *The Strategy of Conflict*, Cambridge, MA: Harvard University Press (河野勝監訳『紛争の戦略——ゲーム理論のエッセンス』勁草書房、2008年)。
- Søndergaard, Rasmus Sinding (2015) “Bill Clinton’s ‘Democratic Enlargement’ and the Securitization of Democracy Promotion,” *Diplomacy & Statecraft*, 26: 534–551.
- Trachtenberg, Marc (2021) “The United States and the NATO Non-Extension Assurance of 1990: New Light on an Old Problem,” *International Security*, 45 (3): 162–203.
- Weiner, Myron (1971) “The Macedonian Syndrome: An Historical Model of International Relations and Political Development,” *World Politics*, 23 (4): 665–683.
- Weller, Marc (2006) “The Self-Determination Trap,” *Ethnopolitics*, 4 (1): 3–28.
- Yost, David S. (2015) “The Budapest Memorandum and Russia’s Intervention in Ukraine,” *International Affairs*, 91 (3): 505–538.